

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長

保養施設利用補助事業について（通知）

組合員とその被扶養者の元気回復と健康の増進を図ることを目的とし、下記のとおり保養施設利用補助事業を実施しますので、貴所属所職員に周知をお願いします

記

1 留意事項

★変更点

利用する際の組合員資格の確認方法が変わります。令和7年度以降は、以下に示す本人資格確認書類等（以下、「資格が確認できる書類等」という。）を提示してください。

- （１）マイナポータルの資格情報画面（保存したPDFファイルでも可）
- （２）資格確認書（マイナ保険証未保有者等に発行されるもの）
- （３）現行の組合員証等（令和7年12月1日までの利用）

詳しくは、令和7年4月1日付公共埼第11号「令和7年4月1日以降における福利厚生事業利用時の本人確認に係る取扱いについて」を参照して下さい。

★留意点

年間を通じての**補助利用泊数の上限は12泊まで**

なお、被扶養者の補助泊数は、当該組合員の補助泊数に合算されます。

（例）組合員と、被扶養者である配偶者及び子2名（計4名）が3泊した場合
4名×3泊＝12泊
※1回の宿泊で上限に達することもありますのでご注意ください。

2 事業の内容

組合員（任意継続組合員を含む）及びその被扶養者が、**1人1泊6,000円（税抜）以上**の公立学校共済組合の保養施設に宿泊した場合、**1人1泊につき3,000円補助**します。

3 補助の方法

資格が確認できる書類等を保養施設に提示の上、「宿泊利用補助申請書」を提出し、利用料金から補助金額を差し引いた金額を保養施設に支払うものとします。

4 利用料金

保養施設は組合員料金で利用することができ、組合員料金からさらに保養施設利用補助を受けることが可能です。施設によって利用の条件や料金が異なりますので、予約の際は必ず確認してください。また、レクリエーション補助との併用も可能です。

5 その他

利用にあたっては、次頁「令和7年度保養施設利用補助について」を併せて御覧ください。

担当：教育局教育総務部福利課 厚生担当
電話：048-830-6703

令和7年度 保養施設利用補助について

1 補助対象となる利用内容

保養又は行楽を目的として旅行し、別表の保養施設へ宿泊した場合とする。

ただし、**次の場合は補助対象外とする。**

- (1) 公務出張（研修を含む。）による利用
- (2) 宿泊を伴わない利用
- (3) 利用金額が補助金相当額に満たない利用や、クーポン券等による利用
- (4) **資格が確認できる書類等を持参しない利用**

2 実施期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までとする。

3 補助対象者

利用日現在において、公立学校共済組合埼玉支部の組合員（任意継続組合員を含む。）又は被扶養者の資格を有する者。

4 補助金額

**1人1泊6,000円（税抜）以上の施設に宿泊した場合、
1人1泊につき3,000円を補助する。**

5 補助対象泊数

年間を通じての**補助利用泊数の上限は12泊まで**とする。

（なお、被扶養者の補助泊数は、当該組合員の補助泊数に**合算**されます。）

6 補助金相当額の返納

組合員資格のない方の御利用があった場合（補助対象者ではないにもかかわらず補助を受けた場合）は、補助金額を施設に**返納**しなければならない。

7 その他

施設により利用料金・休館日等が異なるので御予約の際は、必ず諸条件を確認すること。

■ 利用方法

(1) **予約時に埼玉支部組合員であることを施設に告げる。**

（利用の予約及び取消等については、利用者が直接施設に連絡する。）

(2) 利用する際に、**組合員資格所有者であることを証明する、資格が確認できる書類等**を必ず持参すること。確認方法については、「令和7年4月1日付公共埼第11号令和7年4月1日以降における福利厚生事業利用時の本人確認に係る取扱いについて」を参照

(3) チェックイン時に**資格が確認できる書類等**を提示し、別添の「**宿泊利用補助申請書**」をコピーするか、下記により、事前にダウンロードしてフロントに提出し、確認を受ける。

(4) 利用料金から補助金額を差し引いた金額を施設に支払う。

■ 「宿泊利用補助申請書」

公立学校共済組合埼玉支部HPからダウンロードいただけます。

※トップページ＞埼玉支部トップページ＞厚生サービスを利用する

＞宿泊施設を利用するとき＞保養施設利用補助＞利用方法



令和7年度 保養施設一覧

組合員又はその家族が公立学校共済組合の施設に宿泊した場合、組合員料金で宿泊出来ます。
さらに、組合員又は被扶養者が、**1人1泊6,000円(税抜)以上**の施設に宿泊した場合、**1人1泊3,000円の補助が年度内12泊まで**受けられます。補助を受ける際は、フロントにて資格が確認できる書類等を提示し、「**宿泊利用補助申請書**」を提出してください。

(なお、被扶養者への補助回数も、当該組合員の補助回数に合算されます。)

「**宿泊施設利用補助申請書**」は、公立学校共済組合埼玉支部HP又は右記二次元バーコードからダウンロードいただけます。



※公立学校共済組合トップページ>埼玉支部トップページ>厚生サービスを利用する
>宿泊施設を利用するとき>保養施設利用補助>利用方法

	都道府県	区分	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	北海道	札幌宿泊所	ホテルライフオー・札幌	064-0810	札幌市中央区南10条西1	011-521-5211
2	岩手	盛岡宿泊所	サンセール盛岡	020-0883	盛岡市志家町1-10	019-651-3322
3	宮城	仙台宿泊所	ホテル白萩	980-0012	仙台市青葉区錦町2-2-19	022-265-3411
4	福島	飯坂保養所	あづま荘	960-0201	福島市飯坂町字中ノ内1-1	024-542-3381
5	茨城	水戸宿泊所	ホテルレイクビュー水戸	310-0015	水戸市宮町1-6-1	029-224-2727
6	埼玉	埼玉宿泊所	ホテルプリランテ武蔵野	330-0081	さいたま市中央区新都心2-2	048-601-5555
7	千葉	千葉宿泊所	ホテルポートブラザちば	260-0026	千葉市中央区千葉港8-5	043-247-7211
8	富山	富山宿泊所	パレプラン高志会館	930-0018	富山市千歳町1-3-1	076-441-2255
9	長野	長野宿泊所	ホテル信濃路	380-0936	長野市中御所岡田町131-4	026-226-5212
10	長野	浅間温泉保養所	みやま荘	390-0303	松本市浅間温泉3-28-6	0263-46-1547
11	愛知	名古屋宿泊所	ホテル ルブラ王山	464-0841	名古屋市千種区覚王山通8-18	052-762-3105
12	三重	津宿泊所	プラザ洞津	514-0042	津市新町1-6-28	059-227-3291
13	京都	嵐山保養所	花のいえ	616-8382	京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9	075-861-1545
14	大阪	大阪宿泊所	ホテルアウィーナ大阪	543-0031	大阪市天王寺区石ケ辻町19-12	06-6772-1441
15	兵庫	神戸宿泊所	ホテル北野プラザ 六甲荘	650-0002	神戸市中央区北野町1-1-14	078-241-2456
16	奈良	奈良宿泊所	ホテルリガーレ春日野	630-8113	奈良市法蓮町757-2	0742-22-6021
17	和歌山	和歌山宿泊所	ホテルアパローム紀の国	640-8262	和歌山市湊通丁北2-1-2	073-436-1200
18	鳥取	鳥取宿泊所	白兔会館	680-0833	鳥取市末広温泉町556	0857-23-1021
19	島根	松江宿泊所	サンラポーむらくも	690-0887	松江市殿町369	0852-21-2670
20	岡山	岡山宿泊所	ピュアリティまきび	700-0907	岡山市北区下石井2-6-41	086-232-0511
21	愛媛	道後宿泊所	にぎたつ会館	790-0858	松山市道後姫塚118-2	089-941-3939
22	高知	高知宿泊所	高知会館	780-0870	高知市本町5-6-42	088-823-7123
23	福岡	福岡宿泊所	福岡リーセントホテル	812-0053	福岡市東区箱崎2-52-1	092-641-7741
24	福岡	北九州宿泊所	小倉リーセントホテル	803-0811	北九州市小倉北区大門1-1-17	093-581-5673
25	佐賀	佐賀宿泊所	グランデはがくれ	840-0815	佐賀市天神2-1-36	0952-25-2212
26	長崎	長崎宿泊所	ホテルセントヒル長崎	850-0052	長崎市筑後町4-10	095-822-2251
27	熊本	熊本宿泊所	水前寺共済会館グレースィア	862-0950	熊本市中央区水前寺1-33-18	096-383-1281
28	大分	別府保養所	豊泉荘	874-0902	別府市青山町5-73	0977-23-4281
29	鹿児島	鹿児島宿泊所	ホテルウェルビューかごしま	890-0062	鹿児島市与次郎2-4-25	099-206-3218

■それぞれの施設の詳細については「公立共済やすらぎの宿」ホームページへ！ <http://www.kourituyasuragi.jp/>

保養施設にお得に泊まろう！

組合員料金（年に何度でも御利用 OK）

公立学校共済組合の宿泊施設（保養施設）に宿泊した際、一般料金よりも安い、組合員料金で泊まることができます。

【利用方法】

- （１）予約時に埼玉支部の組合員であることを告げる。
- （２）利用時に資格が確認できる書類等を提示する。
- （３）組合員料金となる。

例えば、ホテルプリランテ武蔵野
に宿泊した場合（素泊まり）

	シングル 1人1泊	ツイン 2人1泊
一般料金 (税込)	9,600 円	18,000 円
	▼	▼
組合員料金 (税込)	8,000 円	14,800 円

保養施設利用補助（年に 12泊まで 利用 OK）

1人1泊 6,000 円(税抜)以上の公立学校共済組合の宿泊施設（保養施設）に宿泊した場合、1人1泊につき3,000 円の補助が年度内 12泊まで 受けられます。

（なお、被扶養者の補助泊数は、該当組合員の補助泊数に合算されます。）

【利用方法】

- （１）事前に HP からダウンロードした「宿泊利用補助申請書」に必要事項を記入する。
- （２）資格が確認できる書類等を提示し、宿泊利用補助申請書をフロントへ提出する。
- （３）補助額を差し引いた料金を支払う。

さらに！

ホテルプリランテ武蔵野 限定！！

さらに！

①宴会宿泊特別割引（年に何度でも利用 OK）

ホテルプリランテ武蔵野で、御料理の金額が 5,500 円（税込）以上の宴会を利用して宿泊された場合、宿泊料金から 1,000 円割引します。

②食事等利用補助（年に 12回まで 利用 OK）

ホテルプリランテ武蔵野で、レストランや宴会場等を御利用の場合、1人1回につき御食事代（税抜）の半額（上限2,000円）の補助が年度内 12回まで 受けられます。

（なお、被扶養者の補助回数は、当該組合員等の補助回数に合算されます。）

【利用方法】

- ①宿泊予約時に「宴会宿泊特別割引」を利用の旨を申し出る。
 - ②事前に HP からダウンロードした「食事等利用補助申請書」を、宴会・レストラン利用時に提出する。
- ※精算時に割引額、補助額を差し引いた料金を支払う。

宿 泊 利 用 補 助 申 請 書

下記のとおり申請します。

公立学校共済組合埼玉支部長 様

組合員氏名		組合員証番号	
所属所名(任意継続組合員は、任意継続と記入)			

記

利用日	令和	年	月	日	～
				泊	日
利用者(補助対象者)氏名			組合員との続柄		
			本 人		

- 注意
- 1 利用の際は、資格が確認できる書類等を提示してください。
 - 2 公務による出張での宿泊については対象外です。
 - 3 補助対象者は、組合員及び被扶養者に限ります。
 - 4 複数の組合員が同時に利用する場合は、組合員毎に申請書を記入してください
 - 5 1人1泊6,000円(税抜)以上の宿泊に限ります。
 - 6 一年度内に12泊までとなります。被扶養者への補助回数は組合員の補助回数に合算されます。

* 施設使用欄

施 設 名	資格確認者	補助泊数(人数×泊数)	補助金額
		泊	円

(1人1泊3,000円の補助)